

殺傷武器輸出反対の第2次署名提出と 対政府交渉、議員要請のご案内

2024年6月12日 日本平和委員会

平和と民主主義を守るための日ごろからのご活躍に敬意を表します。私ども日本平和委員会は、広範な市民団体のご賛同をいただきながら、「殺傷武器輸出に道を開く『防衛装備移転三原則』改悪の中止を求めます——憲法9条にもとづき、一切の武器輸出を禁止してください——」の署名（オンラインと紙）を呼びかけてまいりました。2月26日に、第1次分として2万5360人分を政府に提出いたしました。

閣議決定は強行されましたが、次期戦闘機の運用開始予定は2035年であり、本格的な開発はこれからです。政府はさらに、武器輸出を5類型（救難、輸送、警戒、監視、掃海）に限定するとしてきた制約を緩和し、殺傷武器輸出の全面解禁をめざしています。また、4月10日の日米首脳会談では、米豪の軍事提供枠組み（AUKUS）との先端軍事技術開発への日本の参加や、日米のさらなる武器の共同開発・生産の推進をおしすすめることを確認しました。これは、アメリカの下請けの「死の商人」国家となり、世界規模で軍拡競争を激化させる道です。

こうした道を止めるために、引き続き寄せられた署名提出を下記の通り実施します。あわせて対政府交渉と議員要請も実施いたします。ぜひ取材にお越しいただき、私たちの運動と声を広く共有くださいますようお願い申し上げます。

第2次署名提出と対政府交渉（要請文は別紙）

6月18日（火）11時～12時30分（10:30～通行証配布）
衆議院第1議員会館第6会議室

※オンライン（zoom）配信も予定しています。

<https://us06web.zoom.us/j/88301553132?pwd=JzZeSa6RcZT2UNDR6TC8QSGUvGPZlk.1>
ミーティング ID: 883 0155 3132 パスコード: 332095

国会議員要請

同日13時30分～15時30分（13:00～通行証配布）、上記会場を拠点に

≪署名の賛同団体≫ 全国労働組合総連合、安保破棄中央実行委員会、新日本婦人の会、原水爆禁止日本協議会、日本自治体労働組合総連合、全国生協労働組合連合会、全国商工団体連合会、日本中国友好協会、日本アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会、武器取引反対ネットワーク（NAJAT）、安保関連法に反対するママの会@ちば、幕張メッセでの武器見本市に反対する会、安保関連法に反対するママの会@調布、国家公務員労働組合、日本国民救援会、日本山妙法寺、平和をつくり出す宗教者ネット、京都宗教者平和協議会、愛知宗教者平和の会、日本宗教者平和協議会、京滋キリスト者平和の会、主婦連合会、日本カトリック正義と平和協議会、婦人民主クラブ、キリスト者平和ネット、日本消費者連盟、田端・中里9条の会

■連絡先＝日本平和委員会（担当・千坂純、西村美幸 電話03-3451-6377）

※13日～16日は不在にします 急を要する際は090-9174-2146へお願いします

内閣総理大臣・岸田文雄様
防衛大臣・木原 稔様
外務大臣・上川陽子様

殺傷兵器輸出に道を開いた防衛装備移転三原則・運用指針改定を撤回し、 憲法9条にもとづき、一切の武器輸出禁止措置への転換を求めます

2024年6月18日 日本平和委員会

政府は3月26日に、日英伊で共同開発する次期戦闘機の第三国への輸出を解禁する閣議決定（「防衛装備移転三原則」運用指針の改悪）を強行した。これは、最先端の殺傷兵器の第三国への輸出へと踏み出すものであり、日本の進路を根本から転換する重大な決定である。政府自身が長年「武器の供給源とならず、武器の売買で利益を得ない」ことを、「国際紛争助長を回避」する「平和国家」の実績として誇ってきた（外務省「平和国家としての60年の歩み(ファクト・シート)」）。この立場を根本から投げ捨て、文字通り、「死の商人」の道を突き進むものと言わなければならない。このような重大な決定を一片の閣議決定だけで行ったことは、民主主義破壊の暴挙であり、断じて許されない。

今国会では、英伊との次期戦闘機の共同開発・生産・輸出を推進する政府間機関「G I G O」を設立する条約の承認が強行された。

さらに、4月10日の日米首脳会談で確認された「日米共同声明」では、防衛省と米国防総省が主導する「日米防衛産業協力・取得・維持整備定期協議（D I C A S）」を開催し、ミサイルやジェット練習機の共同開発・生産を推進することがめざされている。また、米英豪の軍事提供枠組み（A U K U S）との先端軍事技術開発への日本の参加を打ち出している。これは、米国の軍事技術開発に日本を動員し、日本を米国の下請けの「死の商人」国家にしていこうというものである。

私たちは、武力の威嚇・行使を禁止し、戦力を放棄した憲法9条の立場から、このような恥ずべき「死の商人」国家めざす動きを中止することを、断固求めるものである。この立場から武器輸出に関わって、次のことを要求し、質するものである。

- 1、憲法の立場と根本的に矛盾する殺傷兵器輸出に道を開く、昨年12月と今年3月に行った防衛装備移転三原則と運用指針改定の閣議決定を撤回してください。防衛装備移転三原則を撤廃し、武器輸出全面禁止の立場に立ち戻ってください。
- 2、外務省が「平和国家としての60年の歩み(ファクト・シート)」で示している、「国際紛争助長の回避」のため「日本が武器の供給源とならず、武器の売買で利益を得ない」という立場は今も変わりませんか。
- 3、第三国輸出は「次期戦闘機に限定」といいますが、「最先端の殺傷能力を持つ兵器の完成品」を輸出可能だとすれば、他のあらゆる殺傷兵器の完成品も輸出可能になることは明らかです。現に小野寺五典元防衛相は、「新しい案件は次々追記していけばよいだけで何の制約もない」と明言しています（3月27日、朝日新聞）。輸出対象は際限なく拡大できるのではないですか。
- 4、「輸出相手国は日本と（武器を国連憲章の目的と原則に適合する方法を使用することを義務づける）『防衛装備品（武器）・技術移転協定』を締結している国に限る」としていますが、同協定の締約国は政府の判断と閣議決定だけで拡大できます。しかも、現在の締約国15カ国には、国連憲章違反のイラク戦争を行った米英豪、イエメンを無差別攻撃したアラブ首長国連邦（U A E）なども含まれています。また、米国は戦後最悪の集団殺害（ジェノサイド）をくり広げているイスラエルを全面的に軍事支援しています。

そもそも日本政府は、戦後一度も米国が行った国連憲章違反の無法な戦争（ベトナム戦争、アフガニスタン・イラク戦争、グレナダ侵略、パナマ侵略等等）に反対したことがありません。現在の米国によるイスラエルへの軍事支援にも反対していません。したがって「技術移転協定」締約国に限るといっては何の制約にもならず、国連憲章・国際法違反の殺戮の当事国や支援国への武器輸出

を可能にする危険があると考えますが、いかがですか。

- 5、次期戦闘機の第三国輸出やライセンス生産武器のライセンス元国への輸出及びその第三国移転は、「武力行使の一環として現に戦闘が行われている国は除外する」としています。しかしこれは、停戦になれば輸出可能であるということの意味するのではないですか。現在ジェノサイドをくり広げているイスラエルが停戦すれば、輸出できるということですか。

しかも米国が2018年から今年にかけて15回、他国への武力行使を行っているにもかかわらず、政府は「米国は現に戦闘が行われていないと判断した」としています（2月21日、衆議院予算委員会、本村伸子議員への林官房長官の答弁）。これでは、政府の恣意的判断によって、どんな国も「現に戦闘が行われていない」となるのではないですか。

また、政府は紛争当事国（武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国連安保理がとっている措置の対象国）への武器輸出は禁止するとしていますが、現在そうした国は「存在していない」との立場です（前掲2月21日の答弁）。これでは、米ロ政府などが拒否権を行使し、安保理が措置をとっていない紛争当事国への武器の輸出が可能になります。

これらは政府の「歯止め」なるものが意味をなさず、輸出された武器が無法な戦闘に使用される危険を示していると考えますが、いかがですか。

- 6、政府は、今後完成品の武器輸出対象を「救難、輸送、警戒、監視及び掃海に関わる協力に関する完成品」としている限定を取り払い、殺傷武器そのものの輸出の全面的な解禁に踏み出そうとしているのではないですか。その際には、現在、巨額の税金を投入して開発・生産・配備がすすめられている、いわゆる「反撃能力」（敵地攻撃能力）＝12式地对艦誘導弾など長射程ミサイルの輸出なども検討されているのではないですか。これはまさに「死の商人」国家そのものの道であり、断じて許されないと考えますが、いかがですか？
- 7、4月10日の日米首脳会談・共同声明で、「日米防衛産業協力・取得・維持米日定期協議」を開催し、日米でのミサイルやAIなど最先端技術を使ったジェット練習機などの共同開発・生産を推進することが約束されました。また、AUKUSとの先端軍事技術開発への日本の参加を推進する立場が明記されています。具体的にどのようなことが推進されようとしていますか。ミサイル開発には、他国攻撃の長射程ミサイルも含まれますか。これらも輸出の対象となりますか。
- 8、防衛省が導入を目指す無人攻撃機の候補7機のうち5機までがイスラエル製とされ、2023年度から24年度にかけてイスラエルでの実証試験が行われ、「しかるべき時期」に絞り込みと本格導入が決められるとされています。これは戦争犯罪・ジェノサイドをくり広げるイスラエルへの軍事支援というべき恥ずべき行為であり、断じて許されません。イスラエルからの武器輸入は一切中止してください。日イスラエル間の武器・技術に関する秘密情報保護の覚書を凍結、廃棄してください。
- 9、防衛省が武器輸出促進策としてアジアとインド向けに事前調査を始めたことに関し、調査を行っている商社名、実施日を明らかにしてください。
- 10、オーストラリアの新型艦艇の共同開発に日本が参画することが報じられていますが（5月7日、読売新聞）、入札時期とその後の具体的な手続きや行程を明らかにしてください。
- 11、「軍需産業支援法」（防衛生産基盤強化法）に基づき、武器輸出支援のための基金や海外向けへの仕様変更にかかる費用助成等に今年度400億円が計上されていますが、その使途を明らかにしてください。